

# 下水道管路施設の管理業務における 包括的民間委託導入ガイドラインの改正について

第22回 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会

国土交通省

水管理・国土保全局 下水道部

令和2年8月4日

- 主に執行体制が脆弱な中小規模の地方公共団体において、管路管理の執行体制の確保及び効率的・効果的な管路管理を実践していくための有効な手段の一つとして、民間の実施体制及び創意工夫を活かし、管路管理の効率化及び質の向上を期待できる包括的民間委託が注目されている。
- 包括的民間委託導入の基本的な考え方及び検討すべき留意事項等について整理することを目的に、H26.3に「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」を公表し、地方公共団体における管路管理の包括的民間委託の推進を図ってきた。
- 既往の導入事例を踏まえて、実務的な内容を盛り込み、既存ガイドラインの改正を行うため、検討会での議論を通じて、R2.3に改正した。

## 【委員名簿】

※順不同・敬称略  
所属・役職は検討会開催当時（R2.3）のもの

座長	長岡 裕	東京都市大学工学部	教授
委員	佐藤 弘泰	東京大学大学院新領域創成科学研究科	准教授
	高橋 玲路	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	弁護士
	小泉 雄司	柏市土木部下水道整備課	副参事
	佐野 和史	富士市上下水道部下水道施設維持課	統括主幹
	奥野 聡文	河内長野市上下水道部経営総務課	課長
	酒井 憲司	公益財団法人日本下水道管路管理業協会	専務理事

事務局 国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部下水道企画課 管理企画指導室

※議事概要、資料は下水道部ホームページを参照してください。  
下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会（令和元年度）  
[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo\\_sewage\\_tk\\_000653.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000653.html)

## 【検討経緯】

### R1.11.5 第1回検討会論点

- 検討会の設立趣旨
- ガイドライン改正の背景
- ガイドライン改正の方向性及び骨子

### R1.11~12

#### 包括的民間委託導入済みの地方公共団体に対するアンケート調査

### R2.1.10 第2回検討会論点

- アンケート調査結果
- 包括ガイドライン素案

### R2.2.27 第3回検討会論点

- 改正ガイドライン（案）

### R2.3

- ガイドライン改正

- 本ガイドラインは、下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の導入の有効性を提示するとともに、導入に向けた手順や基本的な考え方、地方公共団体が必要となる事務を時系列に沿った形で解説している。

- 本ガイドラインの目的、現状及び課題、包括的民間委託の基本的な考え方、全体の流れ、用語の解説

## 第1章 総論

- 1.1 本ガイドラインの目的
- 1.2 下水道管路施設を取り巻く現状及び課題
- 1.3 下水道管路施設のストックマネジメント
- 1.4 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の基本的な考え方
- 1.5 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の事務の流れ
- 1.6 用語の定義

- 現況の下水道管路施設の維持管理体制や施設情報等を基に、管路管理に係る業務範囲、スキームや執行体制を検討し、民間事業者の参入意向調査を実施する。
- 参入意向調査の結果を踏まえて、スキーム案を決定して、導入効果の整理をした上で、導入の意思決定を行う。

## 第2章 導入検討

- 2.1 導入検討の流れ
- 2.2 現況把握
- 2.3 スキームの検討
- 2.4 執行体制の検討
- 2.5 参入意向調査の実施及びスキーム案の決定
- 2.6 導入効果の整理
- 2.7 導入決定に向けた調整

- 包括的民間委託の導入の意思決定後、入札・契約方式等を設定し、受託者選定に係る審査委員会を設置した上で、公告資料の作成及び公告等を行い、設定した受託者選定基準に基づいて民間事業者を選定し、契約を締結する。

## 第3章 契約までの事務

- 3.1 契約までの事務の流れ
- 3.2 入札・契約方式等の設定
- 3.3 審査委員会の設置
- 3.4 公告資料の作成及び公告
- 3.5 民間事業者の選定
- 3.6 契約

- 包括的民間委託の導入後は、引継ぎを行い、業務実施の確認方法を定めて、適宜進捗を確認する。
- 管路管理は契約後も必要となるため、次期包括的民間委託に向けた検討を行う。

## 第4章 契約後の事務

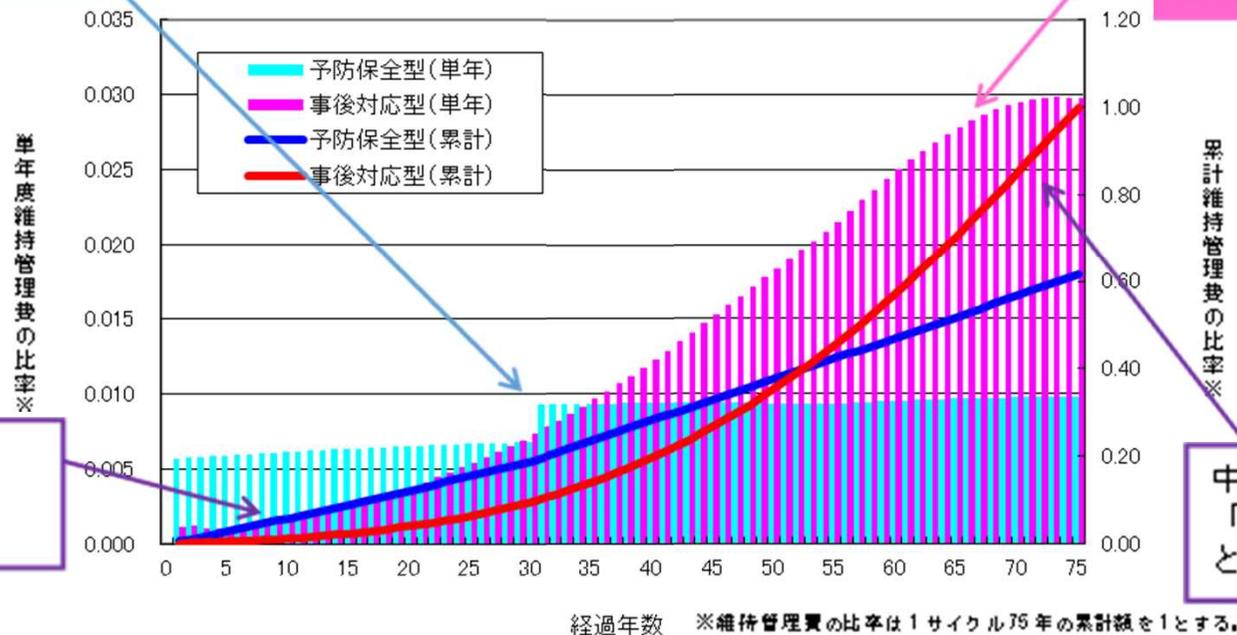
- 4.1 引継ぎ
- 4.2 業務実施の確認、監督・検査
- 4.3 契約変更
- 4.4 次期に向けた検討

- 導入事例集、標準契約書、標準仕様書について更新するとともに、具体的な公告資料を別添資料編として添付

- 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託とは、地方公共団体が、複数の管理業務をパッケージ化し、複数年業務として発注することで、下水道サービスの質を確保しつつ受託者の創意工夫を活かした効率的な管路管理を行う方式のことをいう。
- 従来型民間委託（単一業務・単年契約）から包括的民間委託（複数業務・複数年契約）への移行により、職員の事務負担の軽減、コスト縮減、業務の効率化、サービス水準の向上等の効果が期待され、限られた執行体制及び予算で予防保全型維持管理を実現しやすくなる。
- 事後対応型維持管理の場合、施設の老朽化が進むごとに応急工事等に要する費用が急激に増加し、将来的には予算の確保及び実施体制の確保が困難となることが予想される。

予防保全型は年度毎の費用増加が比較的なだらか

1000m当り維持管理費の割合（1サイクル75年間）当初より予防保全型の維持管理を実施



事後対応型は、費用の急激な増加に伴い、予算確保が困難となることが想定

初期費用は、「予防保全型」>「事後対応型」となる。

中長期的な費用は、「事後対応型」>「予防保全型」となることが想定される。

注) 図は、「下水道維持管理指針 実務編 2014年版 (公社) 日本下水道協会」に示される点検・調査等の頻度を参考として予防保全型の維持管理費をシミュレーションしたもの。なお、維持管理費単価は、「下水道施設維持管理積算要領-2011年版- (公社) 日本下水道協会」や「管路施設の計画的維持管理と財政的効果に関する調査報告書 平成7年3月 建設省都市局下水道部」等を用いた。

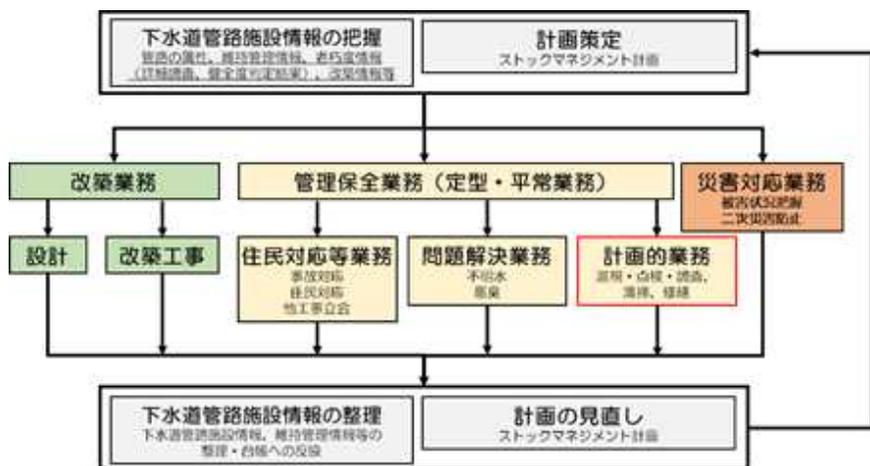
- 第2章では、導入を検討する地方公共団体が何をすべきか解説し、庁内外への説明資料の事例等、内容を大幅に追加することで、より分かりやすい内容とした。

## 2.2 現況把握

- 地方公共団体が管理している下水道管路施設の施設情報や維持管理情報、体制を整理し、現状の管路管理における課題を抽出する。
- 基本的には、「モノ」、「人」、「カネ」の視点における現況を把握し、課題及び対策の方向性について整理する。

## 2.3 スキームの検討

- 包括的民間委託の導入について、現状把握によって抽出された課題を基に、対象施設・区域、対象業務、委託期間等のスキームを検討する。



## 2.4 執行体制の検討

- 包括的民間委託の実施期間中の履行確認の体制を検討する。
- また、地方公共団体における技術力の確保について検討しておく必要がある。

## 2.5 参入意向調査の実施及びスキーム案の決定

- 包括的民間委託の導入にあたり、民間事業者による参入意向や業務内容等に対する意見を把握するために参入意向調査を実施する。

スキームに関すること	入札・契約に関すること
○参入意向	○入札参加資格要件
○対象施設	○これまでの業務実績
○対象業務	○入札・契約方式
○実施時期	○リスク分担のあり方
○委託期間	
○支払い条件(支払い時期)	

- 参入意向調査の結果を受けて、必要に応じて、対象業務、対象施設等を見直し、スキーム案を決定する。

## 2.6 導入効果の整理

- 現況把握、対象施設・業務の検討、執行体制の検討、参入意向調査の結果を踏まえて決定したスキーム案について、包括的民間委託の導入効果を整理する。
- 導入効果は定量的な効果と定性的な効果の両面を考慮して、評価する。

## 2.7 導入決定に向けた調整

- 包括的民間委託の概要を示し、下水道部局内での合意を得た上で、財政部局との予算確保に向けた調整を行い、予算案等について議会説明を行う。

- 包括委託と個別委託との比較を行い、事業効率性、効果の整理を行う。
- 事業効率性は、コスト面における定量的評価と、事務作業等の手続き面や、現場対応の迅速性等、定性的評価の両面を考慮することで、適切な管路管理を実施できるなどの効果を示すことが可能となる。
- コスト縮減効果は、現況把握で整理した現状の管路管理に掛かる費用と、包括的民間委託を行う場合の費用を比較することで定量的に示すことができる。ただし、現状の管路管理が十分でない場合は、現況把握で必要とされる業務を抽出し、費用を見込んでおく必要がある。

	項目	内容	効果算定例・方法
定量的な評価	人件費の削減 (事務負担の軽減)	○個別に行っていた複数の業務を一つにまとめ、複数年とするため、設計書作成業務、契約事務手続き業務等の手間が削減される。 ○受託者が事故・要望・苦情等の緊急対応を行うことで、地方公共団体の負担軽減を図ることが可能	○千葉県柏市では4人縮減可能(導入事例集を参照)
	パッケージによるコスト縮減	○上記同様、契約事務手続き削減によるコスト縮減 ○民間事業者の創意工夫によるコスト縮減	○現況の単一・単年度業務委託と包括的民間委託の積算を比較 ○民間事業者の見積 ○導入事例集を参照
定性的な評価	予防保全型維持管理の実施	○複数業務の成果をまとめることにより俯瞰的に施設状況を把握 ○施設状況の把握、問題個所の抽出が容易となり、予防保全型維持管理が可能	○ストックマネジメントの予防保全の効果算定等 ○導入事例集を参照
	住民対応・緊急時対応の改善	○受託者が事故・要望・苦情等の対応を速やかに行うことで、住民の満足度の向上	○導入事例集を参照
	技術力の向上	○受託者の技術提案により新技術の導入を行うことで、地方公共団体等の技術力の向上を図ることが可能。	○導入事例集を参照
	地元企業等の育成	○大手企業から地元企業等への技術移転が促進される。	○導入事例集を参照

## 老朽化対策の手法検討

管路の新設整備に加え、今後は管路の老朽化対策として全体事業費ベースで7%（建設改良費ベースで15%）程度の新たな業務が発生。

しかし、職員は日常業務等に追われ対応が困難な状況

そこで管路の予防保全型維持管理への移行のために有効な施策を模索

- ・直営方式・包括的民間委託・PFI方式などから検討
- ・国や市の施策

人口20万人以上の自治体はPPP/PFI手法の導入を優先的に検討をすることを規定

**検討の結果、包括的民間委託が本市の事業に適すると判断**

包括的民間委託導入に伴う基本検討委託を実施（H28.11～H29.7）  
（執行体制の検討・事業スキームの検討・民間市場調査など）

3/9

## 包括的民間委託の利点

柏市の下水道は、これまで維持管理業務の分野ごとに個別に発注していました。

緊急対応、清掃、調査・点検、設計  
修繕工事、改築工事（布設替・管更正）など

予防保全的業務にあたる「調査・点検（清掃含む）、設計、改築工事（管更正）」一連の業務をパッケージ化し、かつ複数年契約による効率化を図ります。

包括的民間委託を導入することにより、民の創意工夫を活かした維持管理の効率化と質の向上が期待されます。

**コスト削減・事務負担の軽減・迅速化  
最終的に市民サービスの向上に繋がる**

## 包括的民間委託の効果

従来の直営方式に比べると

- ・コスト 年間1億円程度の削減
- ・人員 職員4人工増が不要
- ・維持管理における迅速な対応

民間側

- ・民側の新たな雇用の創出
- ・工事の平準化によるコスト縮減と人員の確保

市民

- ・陥没等のリスクの低減
- ・安心して下水道を利用できる

➤ 第3章では、民間事業者の創意工夫を活かすための契約方法を解説し、公告資料等の事例を紹介している。

## 3.2 入札・契約方式等の設定

- 民間事業者の有する技術能力を積極的に活用でき、かつ適正な管理を持続的に行うことが可能となるよう、入札・契約方式、入札参加資格要件及び受託者選定基準を設定する。
- 入札・契約方式は、民間事業者の創意工夫を活用できる「総合評価一般競争入札方式」又は「公募型プロポーザル方式」を採用する方が望ましい。

	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
選定	○2人以上の学識経験者からの意見を聴取した上で評価基準を決定し、その内容を公告した上で、評価を実施し選定する。(通常は、選定を行うための委員会を設置して実施する。)	○予め評価基準を決定し、その内容を公告した上で、評価を実施し選定する。(通常は、選定を行うための委員会を設置して実施する。)
適した分野	○仕様を予め定めることが容易な内容。 ○業務の内容・水準が長期的に安定している事業。 ○事業の大部分の仕様が決定されているが、一部に民間事業者の技術力・ノウハウを求めたい場合。	○仕様を予め定めることが困難な内容。 ○業務の内容・水準について募集時点で変動の可能性の高い事業。 ○事業に対し民間事業者の技術力・ノウハウを求めたい場合。
メリット	○公共にとって、事業者選定後の契約交渉の負担が少ない。 ○公募型プロポーザル方式に比較して、契約交渉を比較的短期間で行うことが可能。	○優先交渉権者選定後の契約交渉が可能。(適切な役割分担を構築することが可能) ○優先交渉権者との契約が、交渉の結果困難となった場合、特別な制約無く次順位者との交渉が可能。

## 3.3 審査委員会の設置

- 民間事業者の提案内容を適切に評価し、選定するため、学識経験者又は地方公共団体の職員等から構成される審査委員会を設置し、受託者選定基準等に関する意見を聴取する。

## 3.4 公告資料の作成及び公告等

- 受託者の募集及び選定に必要な公告資料を作成した上で、公告を行う。⇒別添資料に、柏市、富士市、河内長野市の例を掲載

書類等	概要
入札説明書(募集要項)	公募(入札)及び提案書の提出の手続きに関する事項を記載
仕様書(要求水準書)	管路管理に関する条件を記載
契約書(案)	地方公共団体と受託者との役割・責任の分担を記載した書類
受託者選定基準書	受託者の選定方法、評価項目、配点等を記載した書類
様式集	提案書の提案内容の指定、書式、枚数について記載

## 3.5 民間事業者の選定

- 受託者選定基準に基づき、民間事業者の選定を行う。選定にあたっては、民間事業者の創意工夫が発揮されるような提案を適切かつ客観的に評価する。

## 3.6 契約

- 選定された事業者と契約を締結する際には、双方当事者の権利義務を具体的かつ明確に示し、双方の責務・履行方法等について定める。

- 第4章では、受託者への引継ぎなど、契約後に発生する事務手続きや、2期目以降の業務内容見直しについても解説している。
- 資料編・別添資料編では、事例・ノウハウが蓄積されてきたことを踏まえ、地方公共団体名も含め先行事例を網羅的に紹介している。

## 4.1 引継ぎ

- 契約締結日から業務開始日までの期間に、受託者に対し、管路管理業務を実施する準備期間として対象業務全般にわたる引継ぎを行う。
- 2期目以降の包括的民間委託において、受託者が変更された場合には、地方公共団体から受託者に対する引継ぎだけでなく、これまでの受託者から新たな受託者に対し、引継ぎが必要となる場合がある。

## 4.2 業務実施の確認、監督・検査

- 業務が開始された後は、受託者が契約期間中の業務を適正に実施しているかを確認するために、適宜、業務実施の確認を行うとともに、必要な監督又は検査を実施する。
- 性能発注要素を含む管理指標を定める場合には、業務の履行監視・評価（モニタリング）を行う必要がある。

## 4.4 次期に向けた検討

- 管路管理は契約期間終了後も継続して実施しなければならないことから、実施中の包括的民間委託の状況等を踏まえ、次期の包括的民間委託における実施内容の検討を行う。
- 次期の包括的民間委託に向けて第2章 導入検討及び第3章 契約までの事務を改めて実施する。

## 資料編

- 導入事例集（令和元年11月版）  
包括的民間委託を導入済みの地方公共団体の状況について、掲載されているので参考にされたい。
- 下水道管路施設の管理業務  
管理業務の業務内容について具体的な業務内容を一例として記載しているので参考にされたい。
- 標準契約書（例）  
4月に施行された改正民法も反映し、内容を更新。
- 標準仕様書（例）  
先行事例を踏まえ、業務範囲を拡大する形で内容を更新。

## 別添資料編

- 柏市・富士市・河内長野市の最新の公告図書一式を掲載。